第 104 号
令和8年10月23日

公　　告

契約担当官
航空自衛隊第5航空団
会計隊長　古 地 宗 則
（ 公 印 省 略 ）

下記により入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上、参加されたい。

記

1 入札に付する事項
(1) 件　　名　基地内保安検査場への誘導案内及び手荷物検査
(2) 履行場所　航空自衛隊新田原基地
(3) 履行期間　令和8年12月5日～令和8年12月6日
(4) 契約方法　確定契約
2 入札日時　令和8年11月4日（水）14時00分
3 入札方式　一般競争入札
4 入札場所　航空自衛隊新田原基地司令部庁舎1F入札室
5 参加資格
(1) 令和7・8・9年度の資格審査結果通知書（全省庁統一資格）「役務の提供等」A、B、C又はDの等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者。
(2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者。
(3) 防衛省　防衛装備庁長官又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし真にやむを得ない事由を防衛省 防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。
(6) 警備業法に定める都道府県公安委員会の認定を受けている者

6 入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 保証金　入札保証金：免除、契約保証金：免除
8 契約書等作成の必要の有無　有
9 説明会　なし
10 契約条項を示す場所　航空自衛隊新田原基地会計隊契約班及び新田原基地ホームページ
11 適用する契約条項　航空自衛隊標準契約（請書）条項の役務供給契約（請書）条項及び適用契約条項の関係条項による。

12 その他
(1) 第5項の参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
(2) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の5に相当する金額を徴収することとする。
(3) 入札参加希望者は、下記連絡先まで一報の上、入札開始前までに資格審査結果通知書の写し及び各都道府県公安委員会が発行した「認定証」を会計隊契約班に提出すること。（FAX可とする。）
(4) 郵便入札を可とする。その際は、入札日前日必着（土日祝日を除く。）とする。
(6) 本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。

〒889-1492　宮崎県児湯郡新富町大字新田19581
航空自衛隊新田原基地　第5航空団会計隊契約班 担当：チェサナウ
TEL 0983-35-1121（内線）5739　FAX 0983-35-1805(直通)

入　札　書

令和　8　年　11　月　4　日

契約担当官
航空自衛隊第5航空団
会計隊長　古地　宗則　殿

¥

（消費税別）

住　　所
会 社 名
代表者名

貴通知・公告に対し、入札及び契約心得・契約条項等承知の上、上記のとおり提出します。

履行期間：令和8年12月5日～令和8年12月6日
履行場所：航空自衛隊新田原基地

品名（件名）	規　格	単位	数量	単価	金　額	備　考
基地内保安検査場への誘導案内及び手荷物検査	仕様書のとおり	式	1			
	― 以下余白 ―					
金　　額						

市価調査書

契約担当官
航空自衛隊第5航空団
会計隊長　古地　宗則　殿

令　和　8　年　10　月　27　日

住所、会社名、代表者名

履　行　期　間	令和8年12月5日～令和8年12月6日	履　行　場　所		航空自衛隊新田原基地		
品　名(件名)	規　　格	単位	数量	単　価	金　額	備　考
基地内保安検査場への誘導案内及び手荷物検査	仕様書のとおり	式	1			
(内訳)						
1　総括責任者	仕様書のとおり　全般及び誘導案内 12/5 0600～1700	人	2			
2　誘導案内	〃 12/5 0600～1700	人	69			
3　総括責任者	〃 12/6 0600～1700	人	2			
4　誘導案内	〃 12/6 0600～1700	人	70			
5　保安検査	〃 12/6 0600～1600	人	54			
6　諸経費	直接物品費、業務管理費、一般管理費	式	1			
	以下余白					
金額(税抜)	￥					

<table>
<tr><td colspan="4">航 空 自 衛 隊 仕 様 書</td></tr>
<tr><td rowspan="2">仕様書の種類</td><td>内容による分類</td><td colspan="2">役務仕様書</td></tr>
<tr><td>性質による分類</td><td colspan="2">個別仕様書</td></tr>
<tr><td>物 品 番 号</td><td></td><td colspan="2">仕 様 書 番 号</td></tr>
<tr><td rowspan="6">品名又は件名</td><td rowspan="6">基地内保安検査場への誘導案内及び手荷物検査</td><td colspan="2">新基ＬＰＳ－Ｘ００１２４</td></tr>
<tr><td>承　　認</td><td>令和５年１０月１８日</td></tr>
<tr><td>作　　成</td><td>令和５年１０月１３日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">改　　正</td><td>令和　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>令和　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>作成部隊名</td><td>５空団　管理隊</td></tr>
</table>

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，航空自衛隊新田原基地における基地内保安検査場への誘導案内及び手荷物検査（以下“役務”という。）について規定する。

2　役務に関する要求

調達要領指定書のとおり。

3　品質保証

3.1　監督・検査

監督・検査は，契約担当官の定める監督・検査事務処理要領によるものとする。

4　その他の指示

4.1　その他必要な事項

a)　契約の相手方は，必要事項について，事前に監督官と調整するものとする。

b)　配置場所等の変更等が生じる場合は，監督官と契約の相手方の総括責任者が協議するものとする。

c)　誘導案内に必要な備品等は，契約の相手方が準備するものとし，手荷物検査に必要な備品等については，官側が準備するものとする。

d)　契約の相手方は，役務に際し，必要な保険に加入するものとする。

e)　契約の相手方は，第三者とのトラブル防止に努めるものとし，第三者と契約の相手方の間において発生した事故等については，契約の相手方の責任において対処するものとする。ただし，基地内での第三者とのトラブル及び事故等については，官側の責任において対処するものとする。

f)　この仕様書又は契約の履行に際し疑義が生じた場合は，契約担当官と協議するものとする。

分類番号：Ｅ－１０－１２４　　作成年度：２０２３年度
保存期間：５年　　枚　　数：１枚
保存期間満了時期：２０２９．３．３１　　開示判断：開示

調達要領指定書	発　簡　番　号	
	調達要求番号	５空団管隊－４
	調達要求年月日	令和８年１０月６日
	作　成　部　課	第５空団基地業務群管理隊
	作成年月日	令和８年１０月５日
品　　名	基地内保安検査場への誘導案内及び手荷物検査	
仕様書番号	新基ＬＰＳ－Ｘ００１２４	

指定事項：

2　役務に関する要求

2.1　日時等

a)　令和８年１２月５日（土）０６００～１７００

b)　令和８年１２月６日（日）０６００～１７００及び０６００～１６００

2.2　配置場所及び配置人員

別紙及び別図のとおり。

2.3　誘導案内

新田原基地来場者に対し，基地内の誘導案内を適切に実施し，安全確保と混雑を解消するものとする。

2.4　手荷物検査

新田原基地来場者に対し，各保安検査場での手荷物検査（持ち込み禁止物一覧に基づき，携帯用金属探知機を使用したボディチェック，手荷物（バック等）の中身の確認及び基地内への持ち込み禁止物を所持している来場者に対する一時預かり手続）を適切に実施し，安全確保に当たるものとする。

2.5　勤務計画を含む名簿の提出

契約の相手方は，勤務計画を含む名簿（総括責任者（交通誘導警備員Ａ及び施設警備員２級を含む。）を役務実施日の１週間前を基準に提出するものとする。また，勤務計画には労働基準法第３４条に基づき，適切に休憩を含ませるものとする。

なお，本役務終了後，勤務計画を含む名簿は，官側の責任において確実に破棄する。

2.6　その他

a)　配置場所の交代要員は，契約の相手方の計画によるものとし，休憩の取得により配置人員の一時的な減数を可とする。

b)　社会情勢の変動，天災地変等により本役務を中止する場合は，契約担当官等から契約の相手方に通知するものとする。

分類番号：Ｅ－１０－１２４　　作成年度：２０２６年度
保存期間：５年　　枚　　数：７枚
保存期間満了時期：２０３２．３．３１　　開示判断：開示

別紙

配置場所及び配置人員

1　全般（総括責任者）及び誘導案内

（1）令和８年１２月５日（土）０６００～１７００

NO	配置場所	配置人員	備考
1	全般（総括責任者）	2	交通誘導警備員Ａ:2名
2	基地内交通誘導	34	
3	基地内駐車場誘導	35	
合計		71	

（2）令和８年１２月６日（日）０６００～１７００

NO	配置場所	配置人員	備考
1	全般（総括責任者）	2	交通誘導警備員Ａ:2名
2	基地内交通誘導	35	
3	基地内駐車場誘導	35	
合計		72	

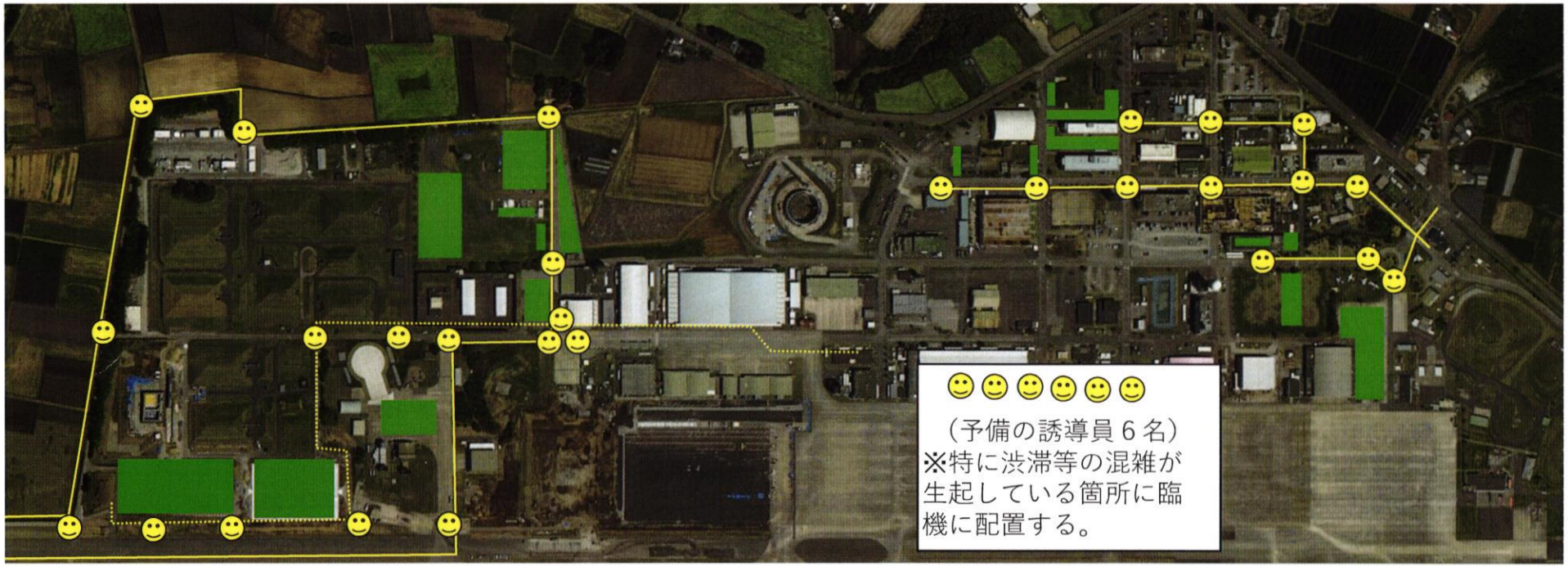
2　保安検査

令和８年１２月６日（日）０６００～１６００

NO	配置場所	配置人員	備考
1	整備格	26	女性:6名以上 施設警備２級以上:1名
2	第１ＰＯＬ	10	女性:3名以上 施設警備２級以上:1名
3	救難格	6	女性:2名以上 施設警備２級以上:1名
4	浴場	6	女性:2名以上: 施設警備２級以上:1名
5	司令部庁舎	6	女性:2名以上: 施設警備２級以上:1名
合計		54	女性15名以上 施設警備２級以上:5名

交通誘導員の配置（基準）

12月5日（土）



交通誘導員（役務警備員）を２８箇所に配置し車両及び歩行者の安全を確保する。

必要に応じ、渋滞が生起している箇所に予備の誘導員を配置

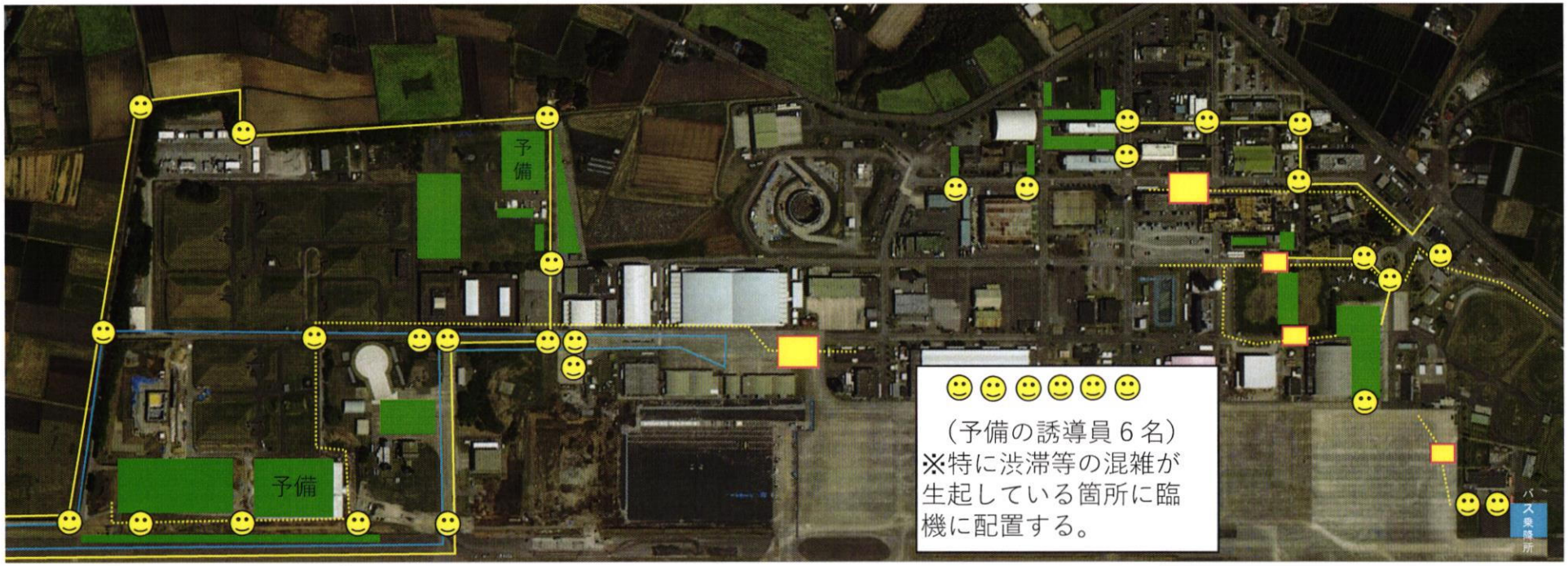
【凡例】

- ：誘導員
- ：歩行者動線
- ：招待者等車両動線
- ：駐車場

別図4

交通誘導員の配置（基準）

12月6日（日）



交通誘導員（役務警備員）を２９箇所に配置し車両及び歩行者の安全を確保する。

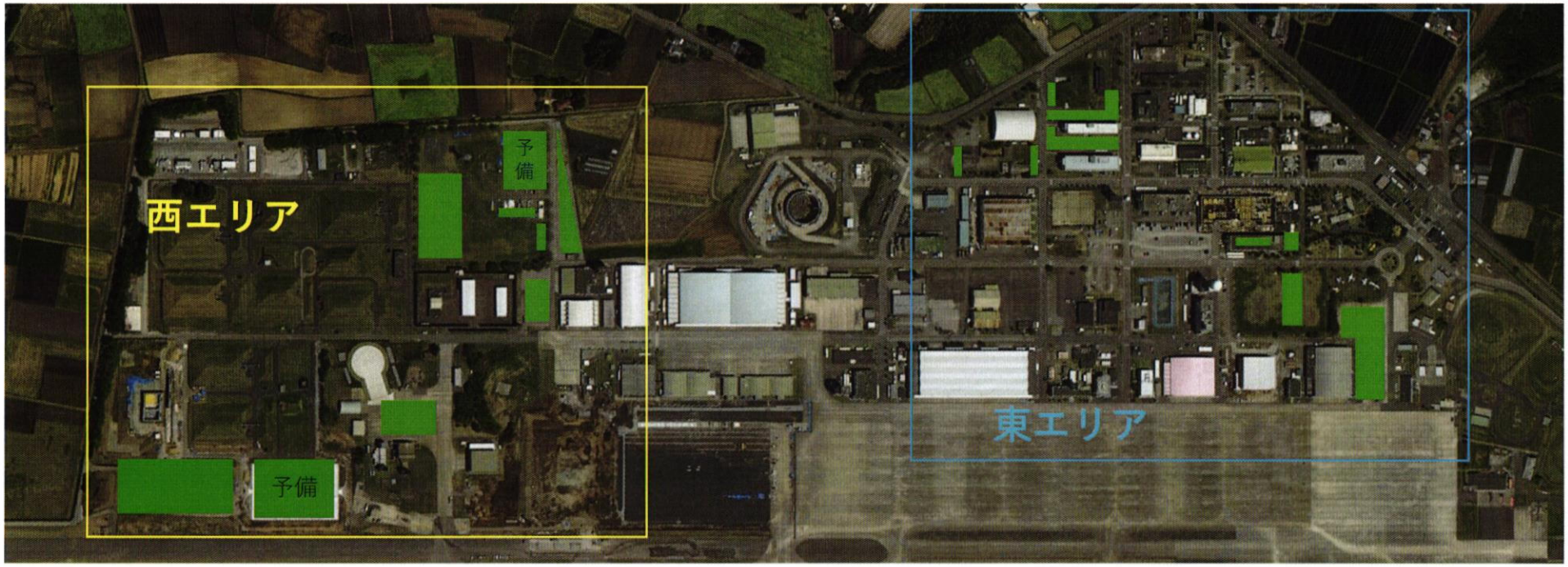
必要に応じ、渋滞が生起している箇所に予備の誘導員を配置

【凡例】

- :誘導員
- :歩行者動線
- :招待者等車両動線
- :駐車場
- :シャトルバス動線
- :保安検査場

駐車場誘導員の配置（基準）

12月5日（土）

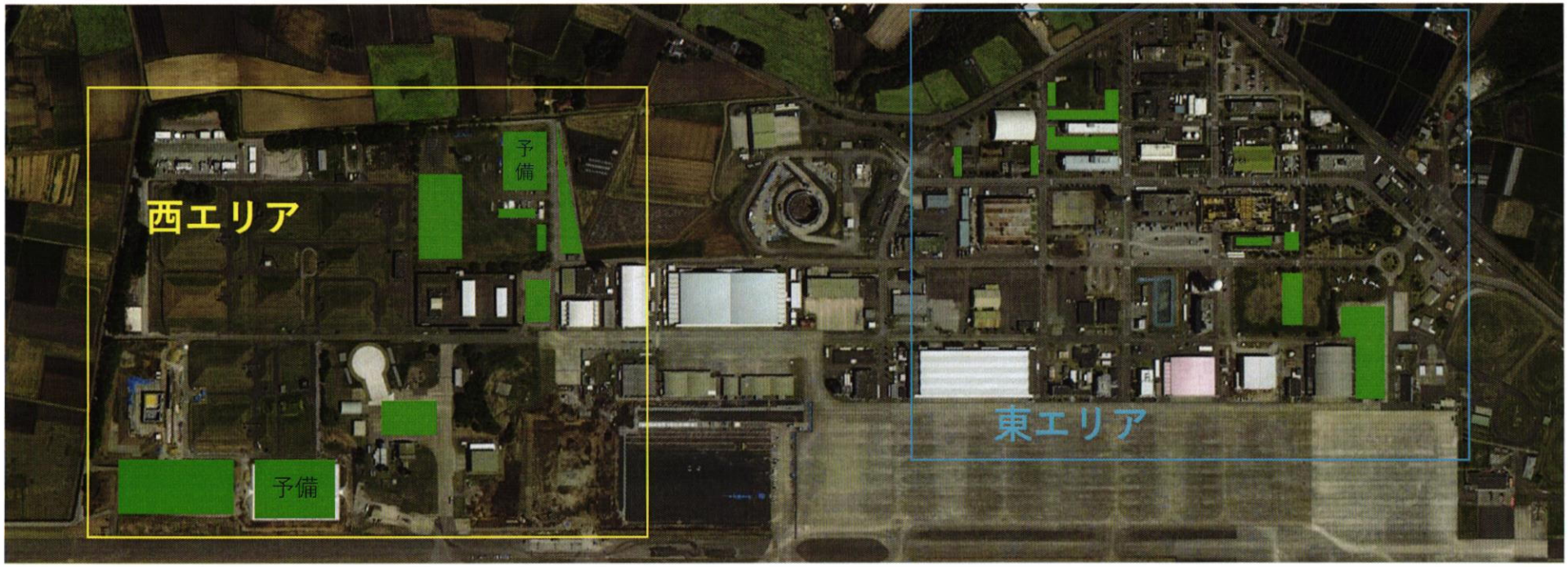


エリア	人　数
東エリア	１８
西エリア	１７
計	３５

各駐車場に誘導員（役務警備員）を配置し駐車場への誘導を実施する。

駐車場誘導員の配置（基準）

12月5日（土）



エリア	人　数
東エリア	１８
西エリア	１７
計	３５

各駐車場に誘導員（役務警備員）を配置し駐車場への誘導を実施する。

保安検査場の配置（基準）

12月6日（日）のみ

場　所	保安検査員人数
第１ＰＯＬ	役務１０（女性：３）（施設警備員２級：１名）
救難格	役務　６（女性：２）（施設警備員２級：１名）
浴場	役務　６（女性：２）（施設警備員２級：１名）
司令部庁舎	役務　６（女性：２）（施設警備員２級：１名）
整備格	役務２６（女性：６）（施設警備員２級：１名）
合計	役務５４（女性：１５）（施設警備員２級：５名）







